

令和7年12月25日  
消防庁

## 危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見公募

消防庁は、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）について、令和7年12月26日（金）から令和8年1月29日（木）までの間、意見を公募します。

### 1 改正内容

次の物質を消防活動阻害物質に指定するために、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第2号）を改正するものです。概要については、別紙2を御覧ください。

4-[2-(4-ターシャリーブチルフェニル)エトキシ]キナゾリン（別名フェナザキン）及びこれを含有する製剤（4-[2-(4-ターシャリーブチルフェニル)エトキシ]キナゾリン19.4%以下を含有するものを除く。）

### 2 意見公募対象及び意見公募要領

- 意見公募対象（別紙3参照）  
危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）
- 意見公募要領の詳細については、別紙1を御覧ください。

### 3 意見公募の期限

令和8年1月29日（木）（必着）（郵送についても、締切日に必着とします。）

### 4 規制の事前評価

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（案）については、意見募集に先立ち、総務省において規制の事前評価を実施しております（別紙4参照）。

### 5 今後の予定

意見公募の結果を踏まえ、当該省令を公布する予定です。



（事務連絡先）

消防庁予防課危険物保安室 石野、鈴木

TEL 03-5253-7524（直通）

E-mail: fdma.hoanshitsu\_atmark\_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

消防法第9条の3第1項の規定により、「圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるもの」（消防活動阻害物質）を貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないとされています。

今回、毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号）における劇物に追加された4- [2- (4-ターシャリーブチルフェニル)エトキシ]キナゾリン（別名フェナザキン）及びこれを含有する製剤（4- [2- (4-ターシャリーブチルフェニル)エトキシ]キナゾリン19.4%以下を含有するものを除く。）について、「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」（座長：新井充 東京大学名誉教授）において検討を行いました。その結果、当該物質が、加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生することに鑑み、消防活動阻害物質として指定することが適当と判断されたため、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第2号）を改正するものです。

### 3 資料入手方法

準備が整い次第 e-Gov (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

### 4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

#### （1）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提

出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス : fdma.hoanshitsu\_atmark\_soumu.go.jp

総務省消防庁予防課危険物保安室 あて

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課危険物保安室 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類 : CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式 : テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号 : 03-5253-7534

総務省消防庁予防課危険物保安室 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

## 5 意見提出期間

令和7年12月26日（金）から令和8年1月29日（木）まで（必着）

※郵送についても、締切日に必着とします。

## 6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予防課危険物保安室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わなことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることができますので、あらかじめ御了承ください。

## 連絡先窓口

総務省消防庁予防課危険物保安室

担当：石野、鈴木

電話：03-5253-7524

FAX：03-5253-7534

電子メールアドレス：fdma.hoanshitsu\_atmark\_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@（半角に修正してください）に直してください。

## 意 見 書

令和 年 月 日

総務省消防庁  
予防課危険物保安室 あて

郵便番号  
(ふりがな)  
住所 (所在地)  
(ふりがな)  
氏名 (法人又は団体名等) (注1)  
電話番号  
電子メールアドレス

「危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める  
物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）について

令和7年12月  
消防庁危険物保安室

【概要】

次の物質を消防活動阻害物質に指定するために、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第2号。以下「省令」という。）を改正するものである。

（1）物質の追加

次に掲げる物質を新たに消防活動阻害物質に指定する。

- ・ 4-[2-(4-ターシャリーブチルフェニル)エトキシ]キナゾリン（別名フェナザキン）及びこれを含有する製剤（4-[2-(4-ターシャリーブチルフェニル)エトキシ]キナゾリン19.4%以下を含有するものを除く。）

（2）規定順の整理

省令の規定順を毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号。以下「指定令」という。）の規定に合わせるため、上記（1）の物質を省令第2条の表（65）に追加し、現行の（65）から（76）の番号を1つずつ繰り下げる。

【内容・理由】

指定令における劇物に追加された上記物質について、「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」（座長：新井充 東京大学名誉教授）において検討を行った結果、当該物質が、加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生することに鑑み、消防活動阻害物質として指定することが適当と判断し、今回改正するものである。

【施行期日】

令和8年3月31日

## ○ 総務省令第 号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第二の十八の項の規定に基づき、  
危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省  
令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定  
する省令の一部を改正する省令

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する  
省令（平成元年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定  
の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線  
を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象  
規定として移動する。

改 正 後		改 正 前	
		<p>（危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量）</p> <p>第二条 危険物の規制に関する政令別表第二の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第二の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。</p>	<p>（危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量）</p> <p>第二条 [同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>〔一〕〔六十四〕 略</p> <p>〔二〕〔六十四〕 同上</p>	<p>〔一〕〔六十四〕 略</p> <p>〔二〕〔六十四〕 同上</p>	<p>〔一〕〔六十四〕 略</p> <p>〔二〕〔六十四〕 同上</p>

附 則

この省令は、令和八年三月三十一日から施行する。

# 規制の事前評価書

法 令 案 の 名 称 : 危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令案

規 制 の 名 称 : 消防活動阻害物質の追加

規 制 の 区 分 : 新設 拡充 緩和 廃止

担 当 部 局 : 総務省消防庁予防課危険物保安室

評 価 実 施 時 期 : 令和7年12月

## 1 規制の必要性・有効性

### 【新設・拡充】

#### ＜法令案の要旨＞

- 「毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）」第2条第1項に規定する毒物及び同条第2項に規定する劇物のうち、「消防法（昭和23年法律第186号）」（以下「法」という。）第9条の3第1項に規定する「火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質」（以下「消防活動阻害物質」という。）に該当する物質については、具体的な物質名を、「危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）」別表第一（一）～（八）、同令別表第二（一）～（十八）又は「危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第2号）」で指定しているところである。

消防活動阻害物質は、それ自体火災に連なる危険性を有する物質が含まれているほか、これらの物質を貯蔵し、又は取り扱う施設等に火災が発生した場合、燃焼及び消火活動に伴って当該物質が爆発し、あるいは有毒のガス等を発生するなどして、他の通常の火災の場合には見られない特殊かつ重大な被害を生ずる危険性がある。このため、法第9条の3第1項では、消防活動阻害物質を貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないとしている。

今般、「毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号）」が改正され、「4-〔2-（4-ターシャリーブチルフェニル）エトキシ〕キナゾリン（別名フェナザキン）及びこれを含有する製剤（4-〔2-（4-ターシャリーブチルフェニル）エトキシ〕キナゾリン19.4%以下を含有するものを除く。）」（以下「フェナザキン」という。）が劇物に追加されたことを踏まえ、調査分析を実施したところ、加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生する性質を有するものであったため、上記省令において、消防活動阻害物質として新たに指定することとする。

#### ＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

- フェナザキンを使用する農薬の流通量が今後増加する見込みであり、効率的かつ効果的な消防活動のためには、当該物質について届出を義務づけることで事前にその所在を把握しておく必要がある。

#### ＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

- フェナザキンを消防活動阻害物質として新たに指定し、当該物質を危険性が高い相当数量（200キログラム）以上貯蔵し、又は取り扱う者に対して所轄消防長又は消防署長への届出を義務づける。

## 2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

### 【新設・拡充】

#### ＜その他の規制手段の検討状況＞

■検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- 規制の代替案として、当該物質の貯蔵・取扱いについて「禁止」や「許可制」にすることが挙げられる。まず、一律禁止にした場合には、フェナザキンを利用する農薬等の生産活動に支障を来すおそれがある。また、許可制にした場合には、許可する際の基準が必要となるほか、利用者側からの許可申請や消防機関による審査の実施、無許可で取り扱っていた場合の処分の実施など追加的な費用が発生するものと考えられる。そのため、遵守費用及び行政費用を必要最小限に抑えた上で、効果的な消防活動を実現するには、本改正案の「届出制」を採用するのが適当である。

#### ＜その他非規制手段の検討状況＞

検討した ■検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

- フェナザキンは、調査分析の結果、加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生する性質を有することが確認されており、消火活動に重大な支障を生ずるおそれがあること、また、本改正案は既存規制の拡充であることから、非規制手段については検討していない。

## 3 効果（課題の解消・予防）の把握

### 【新設・拡充】

- 消防機関がフェナザキンの所在を事前に把握し、平常時の適切な査察指導や火災発生時の消火活動を実施する際の対策を立てることにより、迅速かつ適切な消防活動を行うことが可能となる。これにより、火災発生時の従業員や付近住民の生命、身体及び財産に対する損害の抑制並びに火災発生時の消防機関の活動の負担の軽減という便益が生じる。なお、未然に防止する人的、物的被害等について定量化することは困難である。
- 事後評価の際には、本規制の導入前後の劇物に係る届出施設数の増数（フェナザキンに係る届出施設数と仮定）により検証を行う。

## 4 負担の把握

### 【新設・拡充】

#### ＜遵守費用＞

- フェナザキンを貯蔵し、又は取り扱う者が届出を行う場合、所定の様式に必要事項を記入し、施設等内における物質の貯蔵又は取扱場所を示す見取図を添付した上で、所轄消防長又は消防署長に提出するという事務コストが発生するのみであり、遵守費用は限定的であるといえる。

当該届出に係る費用について一律に示すことは困難であるが、仮に、当該届出1件につき担当者1人で資料作成・確認及び査察の受け入れに2時間を要するものと仮定し計算すると、発生する費用は

3,179円（※）×2時間=6,358円と推計される。

(※) 3,179 円 ÷ (民間給与実態統計調査 (国税庁、令和 6 年) の平均給与額 (年間、正規)) 5,449 千円 ÷ (労働統計要覧 (厚生労働省、令和 6 年) の年間総労働時間 (実労働時間数) 事業所規模 30 人以上) 1,714 時間

#### ＜行政費用＞

- ・ 消防機関に届出があった場合、当該届出の受付に係る事務と、定期的な査察活動において届出内容と実態に齟齬が無いか確認をする作業が発生するが、当該作業については、各消防機関が従前から危険物施設全般に対して行ってきた定期的な査察活動等において追加的に実施するものであること、これまでも消防活動阻害物質の届出は行われてきていることから、各消防機関における行政費用は限定的であるといえる。

当該届出に係る費用について一律に示すことは困難であるが、仮に、当該届出 1 件につき消防吏員 1 人で受付事務・査察活動に 1 時間を要するものと仮定し計算すると、発生する費用は

1,991 円 (※) × 1 時間 = 1,991 円と推計される。

(※) 1,991 円 ÷ (地方公務員給与実態調査 (総務省、令和 6 年度) の消防職の給与月額) 308,642 円 ÷ (月間総労働時間 = (勤務日) (28 日 - 8 日) × (1 日あたりの労働時間) 7.75 時間) 155 時間

## 5 利害関係者からの意見聴取

#### 【新設・拡充】

- 意見聴取した  意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は収集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている
- その他

(具体的な理由 : )

#### ＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- ・ フェナザキンは、加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生することが確認されたことから、新たに消防活動阻害物質に指定することが適当であるとされた。

#### ＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・ 令和 6 年度火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会 (令和 6 年 6 月 14 日、10 月 4 日、令和 7 年 2 月 26 日)

#### ＜関連する会合の議事録の公表＞

- ・ [https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/post-156.html](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-156.html)

## 6 事後評価の実施時期

### 【新設・拡充】

- ・ 施行後おおむね 5 年以内に事後評価を実施予定。